

守口市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）の活動を支援し、及び地域防災力を向上させるため、自主防災組織の構成員に対し防災士資格取得に必要な経費を補助する守口市自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）から防災士認証登録を受けた者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長に対し自主防災組織結成届出書の提出をした自主防災組織の構成員
- (2) 所属する自主防災組織の会長から推薦された者
- (3) 地域における防災の中心的な担い手として、市内の自主防災組織で活動する意思のある者
- (4) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けておらず、かつ、今後も受ける予定のない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 市内の町会、自治会、自主防災組織等から協力を求められたときには、協力する意思のある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災士の資格取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関による研修講座（以下「防災士研修講座」という。）の受講料
 - (2) 防災士研修講座の受講に必要な教本の購入費
 - (3) 防災士資格取得試験受験料
 - (4) 防災士認証登録料
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、実際に要した補助対象経費の合計額（その額が64,000円を超えるときは、64,000円）に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士機構から防災士認証登録を受けた日の属する年度の3月末日までに、守口市自主防災組織活動支援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士研修講座の受講を証する書類
- (2) 補助対象経費を確認できる書類
- (3) 誓約書
- (4) 推薦書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を守口市自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を行う場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(概算払の請求)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付決定をした補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、守口市自主防災組織活動支援補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定後、第6条の規定による申請の内容を変更する変更交付申請を行う場合には、守口市自主防災組織活動支援補助金変更交付申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市自主防災組織活動支援補助金変更承認通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、防災士機構から防災士認証登録を受けた日の属する年度の3月末日までに、守口市自主防災組織活動支援補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、交付決定者から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書の提出があった日から起算し

て30日を経過した日又は防災士機構から防災士認証登録を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに守口市自主防災組織活動支援補助金額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 第8条の規定による概算払により補助金の交付を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、補助金の精算をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、別に定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、第12条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に、守口市自主防災組織活動支援補助金請求書により補助金の交付を請求しなければならない。ただし、第8条の規定による概算払により交付を受けた補助金の額が第12条の規定により確定した額以上である場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を行った日の属する年度内に防災士認証登録を受けることができないとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項に規定するもののほか、交付決定者が市内の町会、自治会、自主防災組織等から協力を求められたにもか

かわらず、長期にわたり地域防災活動に参加せず、かつ、今後も地域防災活動に参加する意思がないと認められる場合には、当該交付決定者への補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、交付決定者が地域防災活動に参加しないことについて合理的な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第 18 条 この要綱により補助金の交付を受け、防災士の資格を取得した者は、自身が修得した防災に関する知識及び技術を地域防災のために十二分に活用し、自主防災組織等において地区防災計画の策定に協力するなど、防災士としての資質及び地域防災力の向上のために努めるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、改正後の守口市自主防災組織活動支援補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。